「ポストコロナ元年~持続可能な発展に向けて~」 の実現に向けた提案・要望

<針路別提案•要望>

針路5 未来を創る子供たちの育成

# ■確かな学力と自立する力の育成



# 1 日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減



要望先 :文部科学省

県担当課:県立学校人事課

## ◆提案・要望

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金事務について、より 一層、学校の奨学金事務における負担を軽減すること。

- ・ 機構の奨学金事務に係る生徒への関係書類の配付や必要書類の回収は、全て学校を通じて行う こととされており、教職員の大きな負担となっている。
- ・ 奨学金は保護者・生徒が直接貸与されるものであり、学校を介する必要がある書類を除き、機構へ直接提出するように見直すなど学校における奨学金事務の負担を軽減すべきである。

# 2 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し



要望先 : 財務省、文部科学省

県担当課:教育局財務課

## ◆提案・要望

国は、義務教育の根幹である義務教育無償の原則に則り、省令で定める経験年数別給料月額や地域手当が、地方の実情や教員の給与実態を踏まえたものとなるよう、算定方法の見直しを図り、必要な財源を保障すること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 義務教育費国庫負担法では、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国が必要な経費 を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的としている。
- ・ 同法では、特別な事情がある場合を除き、公立の義務教育諸学校の教職員の給与を負担している都道府県及び指定都市に係る教職員給与費の実支出額の3分の1を国が負担することとされている。
- ・ 平成16年度に導入された総額裁量制による国庫負担額の算定方法により、実支出額と算定総額 (最高限度額)のうち、いずれか低い方を国庫負担とすることになった(国庫負担率は、平成18 年度以降は3分の1、それ以前は2分の1)。
- ・ 本県においては最高限度額による交付となっており、国庫負担金は県の負担する実支出額の3 分の1に達していない。
- ・ 算定においては、国が省令により定める経験年数別給料月額を用いるが、この経験年数別給料 月額が、それぞれの経験年数における教職員の実際の給料月額の平均額よりも低くなっている。 また、地域手当の算定においても、人事院規則に定める国の官署のある地域のみが地域手当の支 給対象とされる一方で、国の官署がない地域については対象外(無支給地)となっているなど、 義務教育費国庫負担金の算定方法は地方の実情や教員の給与実態を踏まえたものにはなってい ないのが現状である。
- ・ なお、本県の義務教育にかかる教職員給与費全体に占める国庫負担額の割合は、令和3年度実績で31.6%となっている(33.3%未満のため、不足している状況)。

## ◆参考

○県の義務教育費国庫負担金の交付状況の推移

	実支出額	国庫負担額	実支出額に占める 国庫負担額の割合
令和元年度	1,949 億円	609 億円	31.2%
令和2年度	1,945 億円	610 億円	31.4%
令和3年度	1,945 億円	614 億円	31.6%

<sup>※</sup>令和3年度の場合、1,945 億円×33.3%≒648 億円のため、国庫負担額が約34 億円少ない状況になっている

# ■多様なニーズに対応した教育の推進



# 1 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備



要望先 : 文部科学省 県担当課: 県立学校人事課

## ◆提案・要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、 小学部、中学部及び高等部に準じた教職員定数に係る法制度を整備すること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 視覚障害者及び聴覚障害者に対する早期教育は、その後の成長に大きくかかわる。また高等 部を卒業した者に対する高度な専門教育は、職業的自立のために極めて重要である。
- ・ 学校教育法では、特別支援学校に幼稚部及び専攻科を設置することができるとしており、本 県においては、「視覚障害特別支援学校」及び「聴覚障害特別支援学校」に幼稚部及び専攻科を 設置している。また、令和3年に制定された「特別支援学校設置基準」において、幼稚部及び 専攻科を設置するのに必要な最低の基準が示されたところである。
- ・ 特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編制 及び教職員定数の標準に関する法律」、高等部の教職員定数については「公立高等学校の適正配 置及び教職員定数の標準等に関する法律」において規定されている。
- ・ <u>幼稚部及び専攻科においても、質の高い教育を実施するために、また国が定める設置基準を満たすためには一定の教職員の配置が必要であるが、幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がない。このため、教職員配置のための財政措置が十分保証されておらず、給与費に係る県の負担部分が大きく、幼稚部及び専攻科を維持する上で支障となっている。</u>
- ・ ついては、幼稚部及び専攻科の教職員定数について法律上に位置付け、教職員定数として算 定すべきである。

#### ◆参考

○本県における特別支援学校の幼稚部及び専攻科の設置校数

幼稚部設置校:視覚障害特別支援学校1校、聴覚障害特別支援学校2校 専攻科設置校:視覚障害特別支援学校1校、聴覚障害特別支援学校1校

## 2 医療的ケア実施体制整備の充実支援【新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課:特別支援教育課

## ◆提案・要望

医療的ケアを実施する看護職員の人材を確保するため、財政支援を拡充すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケアに対する重要性 が高まっている。
- 医療的ケア児は増加傾向が続いている。
- ・ 本県では看護師資格を有する教諭が看護教諭として医療的ケアの実施に当たるとともに、喀痰吸引 等研修を修了し、認定特定行為業務従事者として認定を受けた担当教員が医療的ケアを実施している。
- ・ 通学時など、医療的ケア児の保護者の付添いが必要な場面があり、保護者にとっての負担となって いる。
- ・ 医療的ケアの実施に当たる看護教員等の人材確保が課題となり、校内の医療的ケア実施体制を変更 し、保護者の付き添いを求めざるを得ない状況が発生することがある。
- ・ 国は、学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員の配置に対する支援を実施しているが、医療的ケア児の増加や医療的ケアの多様化に対応するには更なる人材確保が必要であり、一層の 財政支援の拡充が求められる。

#### ◆参考

○医療的ケア対象幼児児童生徒数

(人)

	H29	H30	R 1	R 2	R3	R 4
対象幼児児童生徒数	184	201	208	196	208	223

#### ○特別支援学校医療的ケア体制充実事業

【通学支援】医療的ケア児の通学時の保護者負担軽減

福祉タクシー等に看護師が同乗する際の看護師の人件費を県が支援

【連絡協議会の設置】通学支援における協力体制の構築

支援体制の継続的な整備に向け課題の解決策等を検討

【校内体制の整備】安定的な看護師の学校配置

地域の協力を得て、看護師を委託方式で配置

# 3 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等のための経済的支援



要望先 : 文部科学省

県担当課:青少年課、生徒指導課

## ◆提案・要望

不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する民間の団体及び施設への経済的支援の在り方について、速やかに検討し必要な措置を講ずること。

- ・ 教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとするとされている。
- ・ 本県では、いわゆるフリースクールなど県内71の民間団体等において、292人の不登校児童生徒 が学習支援等を受けている(令和4年3月31日現在)。
- ・ 文部科学省の調査によれば、民間団体等における学習支援等について1団体・施設当たり平均 約5万3千円の入会金と、会費(授業料)平均月額3万3千円ほどの負担が家庭に生じており経 済的負担が大きい。
- ・ <u>教育機会確保法の附則で、「政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の</u> <u>在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、</u> 国において検討はされているが、まだ結論が出ていない。

# ■質の高い学校教育の推進



# 1 高校生等への修学支援制度の充実



要望先 : 文部科学省

県担当課:学事課、教育局財務課

## ◆提案・要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な財源を確保するとともに、受給資格要件の緩和や支給限度額の撤廃を図ること。
- (2) 就学支援金制度については、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しをすること。
- (3) 国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システムによって生徒・保護者に混乱をきたすことがないよう、国において専用窓口を設けるなど必要な措置を講じること。
- (4) 奨学のための給付金制度については、第1子、第2子以降の区別なく第2子と 同額の給付額にするとともに、非課税世帯が対象となっていない修学旅行費相当 額についても、財政措置を講じること。
- (5) 奨学のための給付金制度に係る国庫補助については、高等学校等就学支援金と 同様に給付金に係る部分だけでなく事務費についても、国がその全額について財 政措置を講じること。
- (6) 奨学のための給付金制度については、高等学校等就学支援金と同様に県内の高等学校等に通う生徒を対象とするよう、制度設計を見直すこと。
- (7) 奨学金事業を将来にわたって継続かつ安定して運営していけるよう、交付金を 再開すること。

## ◆本県の現状・課題等

<高等学校等就学支援金制度>

- ・ 所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点 から経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ <u>支援の対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。</u> 県立高校においては、県が定めた授業料額と就学支援金の支給限度額との差額を県が負担してい る。
- ・ <u>私立高校においては、年収約590万円未満世帯や授業料が全国平均額を超える学校に通う世帯、</u> また授業料以外の生徒納付金に係る負担に対して、各自治体の負担で上乗せ補助などを実施せざ るを得ない状況であるため、全国一律の更なる支援が必要である。

- ・ 所得の基準年度が4~6月と7~3月で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2 回の所得審査が必要であるなど、生徒・保護者に混乱が生じている。
- ・ <u>定時制等で、1単位当たりの授業料を設定している学校では、就学支援金の額が月額ではなく、</u> <u>1単位当たり単価で定められている。そのため、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なる</u> こととなり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 高等学校等就学支援金オンライン申請システムにより得た情報をマイナンバーによる税額照会 に使用する際、データの互換性がなく、各システムの出力及び入力データの互換性を合わせる必 要があり、非常に事務が煩雑である。
- ・ 就学支援金制度の受給資格要件や国が構築した高等学校等就学支援金オンライン申請システム の操作方法など、生徒・保護者にとっては複雑なことから、問合せへの対応が膨大な事務負担と なっている。
- ・ 国において就学支援金制度について、中学3年生や保護者への周知を徹底する必要がある。

## <奨学のための給付金制度>

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世 帯の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ 第1子と第2子以降とで学用品等に要する費用に差がないものの支給額に差が設けられている。 また、修学旅行費については非課税世帯への給付が対象外となっている。
- 制度実施に要する事務費が補助金の対象となっていない。
- ・ 申請先が、奨学のための給付金制度と就学支援金制度では都道府県が異なり、申請者の混乱を招く上、県外の生徒に対して県の制度を周知することや県外の高等学校に在籍する対象生徒を正確に把握することが困難である。

#### <奨学金事業>

- ・ 高等学校等奨学金事業はかつて国が所管していた事業であったが、三位一体の改革により、各 都道府県が担うこととなり、事業財源として、平成17年度から10年間にわたり国から交付金の配 分がされてきた(本県の交付総額は約43億円)。
- ・ 交付金は、県で基金を創設し、そこに積み立ててきたところである。
- ・ 本県の奨学金制度は金融機関連携方式を採用し、金融機関の資金を奨学金の貸与に充てており、 一定期間滞納となった場合の元金相当額を損失補償として金融機関に補填しているが、その原資 として基金を取り崩している。
- ・ 損失補償による取崩額が、基金運用収入等による積立額を毎年度大幅に上回っているため、基金の残額が年々減少している。(令和3年度末時点の残額は約37億円。令和3年度中の取崩額は約1.3億円。同年度中の積立額は約0.3億円)
- ・ 今後の傾向であるが、貸与残高が引き続き増加することが見込まれるため、損失補償額も増加 する可能性がある一方で、基金残高と比例関係にある基金運用収入は減少することが見込まれる。
- ・ 本県の奨学金事業であるが、毎年度 3,000 人程度が利用しており、経済的理由により修学が困 難な生徒の支援に資している。
- · このままだと、将来的に基金が枯渇し、本県の奨学金事業の継続が困難となる。

# 2 標準的な授業料の額の見直し



要望先 : 文部科学省 県担当課:教育局財務課

## ◆提案・要望

父母負担の軽減を図るため、標準的な授業料の額の改定を行い、空調の整備及び運転 に必要なコストを的確に反映させること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 地方財政計画に定める公立学校の授業料(以下「標準的な授業料」という。)は、平成19年度に 改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。
- ・ その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。 さらに、昨今の猛暑を踏まえると、<u>生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備で</u> ある。
- ・ <u>こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり</u> 見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。
- ・ 本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はPTAが設置するなどし、維持管理 費を含めて父母負担となっているところである。

#### ◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額(全日制)

現行	空調使用料相当額	見直し後(案)		
118,800円	+9,000円	127,800円		

空調使用料相当額:本県のPTA等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

## 3 高等教育の修学支援新制度の拡充



要望先 : 文部科学省

県担当課: 学事課、教育局財務課、高校教育指導課

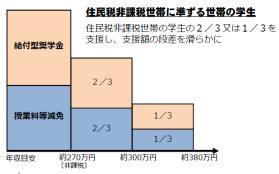
## ◆提案・要望

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免及び給付型奨学金)の所得基準及び支援額を引き上げること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 大学等への進学・入学をしなかった生徒の保護者のうち、年収487万円以上650万円未満の世帯 の35.2%が「給付型奨学金があれば進学してほしかった」と回答しており、年収287万円以下の世 帯に次いで給付型奨学金のニーズが高い。(平成28年度文部科学省大学改革推進委託事業「家庭 の経済状況・社会状況に関する実態把握・分析及び学生等への経済的支援の在り方に関する調査 研究報告書」より)
- ・ 本県においても、令和4年3月の県内高等学校卒業生のうち、大学等に進学・入学しなかった 者の割合は15.5%であり、経済的な困窮を理由に大学等への進学・入学を断念する生徒が一定数 いると考えられる。
- ・ 日本政策金融公庫が実施した「教育費負担の実態調査」(令和3年度)によると、年収が200万円以上400万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は26.7%で、年収の約4分の1を占めている。また、400万円以上600万円未満の世帯において、世帯年収に占める在学費用の負担率は21.1%で、年収の約5分の1を占めており負担率は高いものとなっている。
- ・ 一方、令和2年4月から国が実施している<u>「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免及び給付型奨学金)」において、住民税非課税世帯(年収目安約270万円未満)の場合は、授業料の実質的な無償化が実現しているが、年収目安が270万円以上380万円未満の場合は給付額が減額され、</u>年収目安で約380万円以上の場合は当該制度の対象外となっている。
- ・ 教育基本法において、全国的な教育の機会均等の実現は国の役割であることが規定されており、 全国的に及ぶ大学等の奨学に関する施策は、大学等への進学・入学予定者への周知を含め、国の 責務において実施されるべきである。
- ・ 少子化対策として約380万円までの所得世帯に対し修学支援新制度を実施しているが、教育の 機会均等の観点から中間層まで拡充する必要がある。

#### ◆参考



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は 家族構成により異なる)

「高等教育の修学支援新制度について(令和元年5月24日:文部科学省)」より抜粋

# 4 東日本大震災により被災した児童生徒等に対する補助制度の拡充



要望先 : 文部科学省

県担当課:<u>学事</u>課

## ◆提案・要望

- (1) 東日本大震災に起因する事情により授業料等の納付が困難となった生徒等に対する補助については、国がその全額について財政措置を講じるとともに、従前と同様の水準による補助が可能となるよう受給資格要件等の緩和を図ること。
- (2) 原子力災害、地震・津波災害などの区別なく、被災した児童生徒等が補助対象となるよう財政措置を講じること。
- (3) 補助事業の縮小等、事業内容の見直しを行う場合は、一定期間を設けてその内容の周知を行うとともに、学年進行により実施する等の経過措置要件を設けること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 授業料や就学に係る費用の負担の有無は進路選択を左右するとともに、就学の機会を確保する 重大な問題である。
- ・ 被災地の復興に伴い本県における当該事業の対象者は年々減少しているが、いまだ支援を必要 としている児童生徒等がおり、私立学校に通う令和4年度の補助対象者数は8名、補助額は合計 で約164万円となっている。
- ・ 震災から12年が経過した現在においても、親を亡くした子や、被災によって経済状況が悪化した世帯の児童生徒等に対する支援を引き続き行っていくことが重要であると考える。
- ・ 本事業に対する保護者からの問合せが複数あり、私立高校への入学を希望する子の保護者から 事業の継続を望む声が寄せられている。

### ◆参考

○令和3年4月からの制度変更

令和2年度まで			令和3年度以降			
	私立学校授業料等減免事業		小业	私立学校授業料等減免事業		
小学校・中学校	【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 特になし 【補助率】	原子力災害被災地域	学校・中学校・高校	【対象経費】 授業料、入学料、施設整備費 【所得基準】 <u>年収590万円未満世帯</u> 【補助率】 国庫補助10/10		
位・高校	国庫補助10/10	地震・津波被災地域	小学校・中学校	私立高等学校等経常費助成費補助金 【対象経費】【所得基準】 【補助率】 授業料のみ 年収590万円未満世帯 国庫補助1/2		

※所得要件の追加、対象経費の縮小、補助率の減少等、 制度が縮小した。

# 5 学校における働き方改革の推進のための教員業務支援員の配置拡充及び調査の精選・効率化



要望先 : 文部科学省

県担当課:県立学校人事課、小中学校人事課

## ◆提案・要望

- (1) 小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)への教員業務支援員の配置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 教員業務支援員の補助金の額について、市町村が実施主体となる間接補助事業 の場合であっても、県が実施主体となる直接補助事業の場合と差が生じないよう、 市町村の補助対象経費の3分の1以内とすること。
- (3) 学校に確認を要する各種調査について、学校における業務の縮減に繋がるよう、 調査の精選や回答方法の一層の効率化等を行うこと。

- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子 供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務を大胆に見直し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
- ・ 平成30年度から、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備等を行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)に配置することが予算化された。
- ・ 平成31年1月25日の中央教育審議会総会において、まとめられた答申の中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求められるとされている。
- ・ 教員の負担軽減を図るためには、引き続き、多彩な外部人材を活用した支援体制が必要である。
- ・ また、教員業務支援員の補助金の額については、<u>市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の3分の1以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合(補助対象経費の3分の1以内)と補助金の額が異なるが、国と地方(県及び市町村)の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考える。</u>
- ・ 本県では令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定、令和4年4月に改定し、 業務量の削減(調査削減や会議精選等)や負担軽減のための条件整備(専門職員の配置等)等を 推進している。
- ・ 令和元年 12 月にいわゆる給特法の一部を改正する法律が成立・公布された。それを受け、令和 2年 1 月、業務の削減や勤務環境の整備について記載された指針が策定された。
- ・ 指針では、文部科学省の取組について、学校における業務の縮減に取り組むとされていること から、これまでの取組に加え、学校に確認を要する各種調査の精選や回答方法の一層の効率化が 必要であると考える。

# 6 学校における障害者雇用の推進



要望先:財務省、文部科学省、厚生労働省

県担当課:教育局総務課

## ◆提案・要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入 に係る財政措置を講じること。
- (3) 障害のある者が教員を目指す上で抱える課題の解消に向け、教職課程を有する 大学等への働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (4) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

## ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県教育委員会の令和4年6月1日現在の障害者雇用率は、教育職員以外の職員が17.61%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員では1.11%と低い状況にあり、<u>教育職</u>員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援や環境整備が 必要となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用、実技 を伴う特定の教科指導が負担となる教員に代わり指導する教員の配置などが挙げられる。

また、いわゆる改正バリアフリー法に基づく学校施設のバリアフリー化はもとより、障害のある教員が働きやすい環境を整備する観点からも、バリアフリートイレやエレベーターなどの施設改修の一層の推進が求められるほか、障害のある教員が業務を円滑に進めるためのICT機器等の機器整備が求められ、これらに係る国による財政措置や制度的措置が必要である。

- ・ さらに、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているか引き続き実態を把握するとともに、その課題の解消に向けた取組が教職課程を有する各大学等において適切に行われるよう働き掛けるなど、障害のある教員免許状取得者の増加に国として取り組む必要がある。具体的には、教職課程全体における障害の特性等を踏まえた具体的な教授方法や留意事項等について広く周知することなどが挙げられる。
- ・ 障害のある教員免許状取得者が極めて少ない現状に鑑み、障害者における教員免許状取得者数 を増加させるための措置と併せて、実態に応じた制度の在り方を検討することが必要である。

## ◆参考

## ○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧(令和4年6月1日現在)

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
	小学校	12, 295. 0	64.5	0. 52%
教	中学校	7, 000. 0	54.0	0. 77%
育職	高等学校	5, 798. 0	71.5	1. 23%
	特別支援学校	3, 197. 5	123.0	3. 85%
	小 計	28, 289. 5	313.0	1.11%
そ	教育局	591.0	110.0	18. 61%
の	小学校	672.5	120.5	17. 92%
他	中学校	330. 5	46.5	14. 07%
の	高等学校	825. 5	142.0	17. 20%
職	特別支援学校	236. 5	48.5	20. 51%
員	小計	2, 654. 0	467.5	17.61%
	合 計	30, 942. 5	780. 5	2. 52%

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

## ○本県において人的支援等に取り組んだ事例

- ・小中学校(精神障害)…緊急時やトラブルは複数で対応し、精神面の負担を軽減。 少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・高等学校(肢体不自由)…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。 印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

## ○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況(令和4年9月1日現在)

_		公立小	·中学校	県立高	等学校	県立特別支援学校	
		校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場	校舎	屋内運動場
学校数		1, 212	1, 211	139	139	44	44
バリアフリー	バリアフリートイレ		545	136	32	44	24
スロープ	門から建物の前まで	1,057	1,064	129	98	44	43
	昇降口・玄関等から教室等まで	808	822	117	75	42	38
エレベーター		307	699	29	24	38	26

## ○大学等新規卒業者免許取得状況

平成 30 年度卒業 100,144 人 (うち、障害者の数 179 人 (0.18%)) 令和元年度卒業 96,343 人 (うち、障害者の数 186 人 (0.19%))

令和2年度卒業 93,116人(うち、障害者の数233人(0.25%))

# 7 教師不足の解消【新規】



要望先 : 文部科学省

県担当課:県立学校人事課、小中学校人事課

## ◆提案・要望

- (1) 教師不足の解消に向けた施策の充実を図ること。合わせて、教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図ること。
- (2) 産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、加配要件に4月中に産育休を取得する場合も加えるとともに、対象校種を拡大し、高等学校及び特別支援学校高等部を加えること。また、養護教諭も対象の職種に加えること。

- ・ 本県においても教師不足が顕著であり、対応に苦慮している現状がある。また、教師不足を解消するため、教職の魅力発信をもとに本県でできる対応を実施しているが教職そのものの魅力や教員の働き方、待遇等を否定する報道等により、教職が敬遠される現状がある。「教育は国家100年の大計」と言われるよう、教育の一層の充実が図られるよう国において、教師不足の解消に向けた施策の充実とともに、教師のなり手を増やす的確な施策の充実を図る必要がある。
- ・ 産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について、4月中に産育休を取得する場合も加配要件に加えることで、産育休に入る時期による加配定数措置の差をなくし、産・ 育休代替教師を年度当初から任用し「教師不足」の改善を図る必要がある。
- ・ 特別支援学校では、所属する学部によって、加配定数による支援の差が生じる。また<u>高等学校においても、産・育休代替教師の安定的確保は喫緊の課題の一つである</u>。そのため、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数の対象校種に高等学校及び特別支援学校高等部を含める必要がある。
- ・ また、<u>養護教諭は、各校に原則1人配置であり、代替教師の安定的確保が必須であることから、</u> 対象の職種に加える必要がある。

# ■私学教育の振興



## 1 私学振興の推進【一部新規】



要望先 : 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省

県担当課:学事課

## ◆提案・要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助・教育改革推進特別経費)及び私立幼稚園等特別支援教育費補助の国庫補助については、圧縮がかかることのないよう必要な財源を確保すること。
- (4) 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化について、 引き続き国の責任において全ての財源を安定的に確保するとともに、所得要件等の受 給要件を緩和するなど制度の拡充を図ること。
- (5) 幼児教育の無償化については、財源負担や事務負担など地方との協議を継続し、地方の意見を十分取り入れながら進めること。
- (6) 令和3年度から創設された「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」については、在住市町村により給付の有無が生じる可能性があることから、その解消について検討すること。
- (7) 幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。

また、令和4年2月から実施された私立幼稚園教諭への処遇改善について、設置者 負担を4分の1とするとともに、令和6年度以降も事業を継続すること。

- (8) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。特に、高等専修学校に対しては、国庫補助の対象となる高等学校等との乖離が大きいことから、特別交付税の措置を講ずること。
- (9) 統合型校務支援システムの導入費及び維持費について需要調査を実施した上で必要な財政支援を行うこと。
- (10) 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。

また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供し、併せて、これらの施設の実態を継続的に把握できるような仕組みを国において構築すること。また、国民にも分かりやすく情報提供をすること。

(11) 私立幼稚園への外国籍の子供の入園について、相談体制の構築に関する経費等に対し財政的支援を行うこと。

## ◆本県の現状・課題等

<私立高等学校等経常費助成費補助金について>

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。また、私立高 等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)について、平成22年度から平成27年度ま で交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の 圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立 高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。

#### <高校教育の無償化について>

- ・ 私立高校においては、年収約590万円未満世帯を対象に授業料の全国平均額を上限とした無償 化が実施されることとなったが、授業料が全国平均額を超える学校や年収590万円を超える世帯 の負担は依然大きい。
- ・ また、私立高校においては、授業料以外にも施設費などの生徒納付金が生じるため、各世帯に対する学費負担が大きくなっている。
- ・ 本県においては、年収約720万円未満世帯までを授業料の実質無償化の対象とするため、県内授 業料の平均額である387,000円まで授業料の上乗せ補助を実施し、さらに施設費等や入学金など 国が補助を行っていない負担についても補助を行い、父母の負担軽減を図っている。
- ・ 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、全国一律の制度での更なる支援の充実 が必要である。

## <幼児教育の無償化について>

- ・ 本県の私立幼稚園の園児納付金は、全国第15位(令和3年度)の水準となっており、全ての子 どもに幼児教育を保障し安心して子育てができる環境をつくるには、私立幼稚園の父母負担軽減 が必要である。
- ・ 幼児教育の無償化については、内閣府、文部科学省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議が開催されているところであるが、令和元年10月からの実施により地方自治体及び私立幼稚園の事務量の増加が発生しており、事務量軽減の検討が必要である。
- ・ 幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動への支援として、「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」が令和3年度から創設されたが、現行制度では、対象施設等の基準について、国で一定の基準を設けるものの最終的には市町村の裁量で決定することになるため、同じ施設等に通いながら、在住市町村により給付金の支給の有無が生じてしまう可能性がある。その解消のための対応について、検討する必要がある。

#### <私立幼稚園教諭の処遇改善について>

・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様の処遇改善の仕組みがない。

- ・ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃 上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げる ための措置が、令和4年2月から令和4年12月まで実施された。
- ・ 令和5年1月以降は、私立高等学校等経常費助成費補助金(一般補助)にて処遇改善策が継続して支援されるものの、令和4年12月までは負担割合が国4分の3、設置者4分の1であったところ、令和5年1月からは原則、国3分の1、県3分の1、設置者3分の1とされた。

#### <専修学校への国庫補助について>

・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。

### <統合型校務支援システムについて>

- ・ 教育現場においても、校務のデジタル化を図り、教員の負担軽減や保護者の負担軽減、教育の 質の維持向上を図ることが求められている。
- ・ 統合型校務支援システムは、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- ・ 平成29年に国が示した「学校のICT環境整備目標」では、令和4年度までに統合型校務支援 システムの整備率を100%にすることを目標にしているが、令和4年度末時点で、県内の私立高等 学校55校中、導入している学校は35校で、導入率は63.6%である。
- ・ システム導入費用について、公立学校の場合には財政支援(地方交付税措置)があるが、私立 学校に対する財政支援はない。

#### <広域通信制高校のサテライト施設について>

・ 通信制高校のサテライト施設については、平成29年度及び令和元年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、調査内容は施設の分類等最低限のものにとどまっている。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要がある。

また、サテライト施設を継続的に実態把握するための制度構築が必要である。加えて、通信制 高校への進学を希望する国民へ、情報提供をする必要がある。

#### <外国籍の子供の私立幼稚園への入園について>

・ 埼玉県内における外国籍の子供の人数は年々増加しており、今後私立幼稚園への入園希望も増加することが見込まれる。

しかしながら、各幼稚園においては外国籍の子供を受け入れるに当たり必要な体制が整っておらず、対応に苦慮している。

# ◆参考

# ○初年度納付金・公私比較

